

別冊

監査の結果に基づき講じた措置

(監査委員意見に対する取組み状況等について)

令和4年度

監査期間	課(局・所・室)名	備考
10/11~10/21	①市民保険課	
10/21~11/4	②福祉課・③子育て支援課	
11/4~11/17	④学校教育課・⑤文化課	
11/22~12/6	⑥環境交通課・⑦税務課	
12/5~12/16	⑧高齢者支援課	
1/4~1/13	⑨学校給食センター	
1/17~1/27	⑩土木課	
1/30~2/10	⑪農林水産課・⑫商工観光課	
2/6~2/17	⑬上下水道課・⑭都市整備課	

監査委員意見に対する取組み状況等について

① 市民保険 課

【委員意見】

- ・国民健康保険特別会計の一般被保険者返納金の滞納については、保険者間調整と同様のやり方がないのか検討しつつ、19件と少ないので、こまめに督促、催告、呼出等を行い、回収に努められたい。
- ・国民健康保険特別会計の一般被保険者第三者納付金の滞納については、1件で分割納付中であり、こまめに督促、催告等が続けられたい。
- ・後期高齢者医療特別会計の普通徴収保険料の滞納については、特別徴収者との負担の公平を図るため、滞納者と早めに接触し、こまめに督促、催告、電話等を行い、事案に応じて預金等差押えも実行されたい。

【取組み状況等】

一般被保険者返納金の滞納は、現金で返納してもらうものが多いため、こまめに催告の通知や電話連絡等を行っています。保険者間調整のように対象者に負担がかからないような方法がないか、併せて検討していきます。

一般被保険者第三者納付金の滞納は、毎月1万円ずつ分納している状況です。引き続き、分納が継続するよう努めていきます。

コロナ禍の状況下ではありましたが、臨戸訪問を再開し、一部の方は滞納解消につなげることが出来ました。

新規資格取得者には、口座振替依頼書と返信用封筒を送付し、新たな滞納者を増やさないようにしています。

また、保険料決定通知を送付する際、特別徴収から普通徴収に切り替わった方にも口座振替依頼書と返信用封筒を送付することで滞納防止を図っています。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

② 福 祉 課

【委員意見】

・災害援護資金貸付金の過年度滞納5件については、こまめに督促、催告、お知らせ、電話等を繰り返し、回収に努められたい。また、新規貸付3件については滞納とならないよう常に連絡を取られたい。

・特別障害者手当返還金の滞納については、1件であり、こまめに督促、催告、お知らせ、電話等を繰り返し行われたい。

・生活保護費返還金の滞納については、こまめに督促、催告、お知らせ等を繰り返すとともに、分割納付、申告漏れ収入の差押え、保護費からの代理納付等により、回収に努められたい。

【取組み状況等】

・新規貸付け3件については、年度初め及び納期限前に通知と納付書を送付し、徴収できています。過年度滞納5件については、年度初めに督促通知を送付し督促を実施しています。そのうちの1件については、少額ながら入金があっています。今後も継続して督促通知を送付し徴収実績を上げるよう努めます。

・滞納者の親族から年金月に2,000円ずつ納付するとの約束で「分割納付誓約書」を提出してもらい、令和2年度に10,000円、令和3年度に12,000円、今年度も既に12,000円の納入があっています。今後も引き続き督促等を行い、納付を促していきます。

・生活保護返還金（過年度分）については、可能な限り代理納付による納付に努め、分割納付等については、納入通知を毎月送付、納入がない方については、年に1回以上の催告書を送付し、徴収に努めている。今後も継続して、徴収実績を上げるよう努めます。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

③ 子育て支援 課

【委員意見】

・児童扶養手当返還金4件、ひとり親家庭等医療費返還金1件、児童手当返還金1件の滞納については、件数も少なく、こまめに督促、催告、お知らせ等を繰り返し、回収に努められたい。

・保育料の滞納については、保育園との徴収委託廃止に伴い子育て支援課で滞納者別状況をきちんと管理し、10人の保護者に対して、こまめに支払い催告・電話等を行い、回収に努められたい。

【取組み状況等】

・児童扶養手当返還金、ひとり親家庭等医療費返還金の滞納者に対しては督促等の通知を送付しており、今後も分割納付の相談に応じるなど、積極的な債権回収に努めます。

児童手当返還金の滞納者は国外へ未届転出されており、債権者の居住地を特定することが困難である。また民事上の法的手段は、経済的合理性に欠けるため、地方自治法施行令第171条の5第2号に基づき徴収を停止しています。

・保育料の納付については、令和3年度から各保育所への徴収委託を廃止し、原則、口座振替による納付に変更しました。

保育料滞納者については、督促状を発送し、自主納付を促していますが、未納が続く場合は、個別の案件ごとに納付相談を行い、分納誓約又は児童手当法第21条による「申し出による徴収」を行っています。また、納付相談がない方に対しては、児童手当法第22条による「特別徴収」又は児童福祉法第56条第7項・第8項、子ども・子育て支援法附則第6条第7項による「地方税法の例による滞納処分」を行うこととしています。（地方税法の例による滞納処分に至った案件はありませんが、債権を中心に財産調査を行っています。）

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

④ 学校教育 課

【委員意見】

・ 就学援助費返納金の滞納1件については、保護費からの代理納付を利用できないか検討するとともに、こまめに督促・催告・電話等を行い、回収に努められたい。

【取組み状況等】

・ 就学援助費返納金の滞納について、生活保護法における代理納付ができないか、福祉課へ確認したが、就学援助費などの返還金は、対象とならない旨の回答を得ている。

そのため、保護者への督促を引き続き行っていくこととする。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑤ 文化課

【委員意見】

NPO法人宇土の文化を考える市民の会との指定管理について、令和3年3月24日締結の協定書・仕様書で決算剰余金の取扱規定を復活させているが、講評の際、指摘したとおりこの規定は指定管理者の定款に違反するものであり、直ちに削除されたい。

【取組み状況等】

令和2年度に行われた宇土市民会館第4期指定管理者選定(指定期間:令和3年4月1日～令和8年3月31日)に係る庁内の政策調整会議において、委員より「剰余金の取扱いがどのようになされているのか不明朗。今までの剰余金を予算(収入)に計上すべきではないか」との意見があったことから、剰余金の使途を明文化するために、令和3年3月24日締結の協定書や仕様書に「剰余金の使途等を指定管理者と協議できる」と記載しました。これに対し、前回削除した決算剰余金は、「指定管理業務の1事業年度の収支決算が確定したときに、剰余金(収益)が発生した場合、一部を宇土市民会館施設整備基金として市へ納付することができます」(平成23年3月15日に締結した協定書の仕様書より)という内容であり、令和3年締結の協定書や仕様書の記載内容とは趣旨が異なるものと理解しておりました。

しかしながら、令和3年11月16日の監査講評時において、「剰余金」という文言を協定書や仕様書へ記載することは、上記指定管理者の定款第45条第2項の「決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする」という規定に抵触するとの御指摘をいただきましたので、剰余金に関する文言を削除した変更協定書や同仕様書を作成いたしました。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等(補助金交付団体・指定管理者)監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑥ 環境交通 課

【委員意見】

一般廃棄物関連許可手数料については、許可時点で調定・納付書送付、納付期限を設けた事務処理を行い、収入未済額が発生しないよう収入状況についても確認されたい。他の手数料についても、同様の事務処理を行われたい。

【取組み状況等】

許可日と同日に納めてもらうよう徹底しています。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑦ 税務 課

【委員意見】

- ・市税、国民健康保険税の滞納については、文書による督促や催告が主になっているが、滞納を削減していくためには、職員自らが、滞納者に対し電話や呼出や臨戸を繰り返し繰り返し行うことが一番重要である。滞納の回収は困難で厳しい仕事であるが、市の歳入を支えているという税務課職員としての強い意識で、電話・呼出・臨戸を地道に確実に行われたい。
- ・税務課職員は地方税法で家宅搜索、財産差押えという極めて強制力のある権限を持っているが、この強力な権限が十分活用されていない。特に、家宅搜索は0件で実施していない。税務課職員誰もが、何時でも家宅搜索ができるような体制を早急に作られたい。

【取組み状況等】

- ・滞納者に対しては、督促状のほか催告書を年数回送付し、滞納者自らの来庁や電話連絡を促して接触機会の確保を図っている。今後も、国保短期保険証の更新時など、様々な機会を捉えて接触機会の確保に努める。
- ・滞納処分については、年間を通して財産調査を実施しており、督促・催告に反応がないなど、納税意識が低い滞納者には預貯金や給与・年金、生命保険の差押え等の滞納処分を執行している。
- ・搜索は昨年度の実施は1件にとどまっているが、滞納整理手段としての重要性は認識している。令和4年度は、県との併任徴収に取り組むこととしており、搜索を含めた県のノウハウや、滞納整理手法のスキルアップを図り、収納率の向上に努める。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑧ 高齢者支援 課

【委員意見】

○高齢者住宅整備資金貸付金の滞納については、4件の長期滞留事案であるが、返済が完了するまで督促・催告等を繰り返すとともに、滞納者の生活状況を把握するよう努められたい。

○老人ホーム入所者個人負担金の滞納については、芝光苑の入居者1人であり、指定管理者の芝光苑と連携し、回収に努められたい。

【取組み状況等】

徴収のお知らせを送付しました。

収納状況を確認し、2月までに納付が無い場合は、催告書を送付予定です。

また、昨年度は、居所不明になっていた方の居所の調査をし徴収の通知を送付しました。

芝光苑と情報共有しながら、これまでに6回催告のお知らせをしました。

また、新たな滞納が発生しないよう、口座振替の手続きを行っていない方への勧奨などを芝光苑からも行って頂いております。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑧ 高齢者支援 課

【委員意見】

○介護保険の普通徴収者の滞納については、特別徴収者との負担の公平を図るため、督促状や差押予告書の送付、電話等をこまめに繰り返し行い、回収に努められたい。

【取組み状況等】

令和4年度は、これまでに催告書を5月と10月の計2回送付しました。また、各納期限後に行う督促、滞納者への納付相談も随時行っています。

なお、納付相談において5名の滞納者から納付誓約があり、定期的に滞納分の納付に繋がっています。

今後は、滞納者の財産調査を行い一定以上の預貯金がある場合は差押えを行います。また、他課と連携して滞納者宅への訪問等の折衝を継続的に行うなど、徴収強化に努める予定です。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑨ 学校給食センター

【委員意見】

- ・給食費の滞納については、現年度分は、学校と連携して先生から保護者に支払いを促してもらい、過年度分は、センターが督促・催告書の送付や電話等を繰り返し、回収に努められたい。

【取組み状況等】

・令和元年度からの給食費の滞納対策は、小学校在学期間に視点をおいた「管理対象期間を過去6年度間」として管理し、現年度中心の滞納対策を強化することとして、センターと学校・園が協力して滞納対策の強化に取り組んでいます。

今年度の取組みとしては、5月と7月に、各学校提供の過年度分（平成29～令和3年度分）滞納者に、センターから督促状を送付、8月に戸別訪問を実施しました。

現年度中心の未納対策として、学期毎に督促状を送付する際は、児童手当からの徴収申出書を同封するなどの対策を実施しています。

滞納対策の取組みの成果としては、令和3年度給食会計決算時における過年度未納分の徴収額は、約51万円となっています。

今後とも、センターと学校・園が協力して、未納根絶に向けて取り組んでいきます。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑩ 土木 課

【委員意見】

○道路敷・河川使用料については、法定外公共物と河川に係る条例の納期限を統一するとともに、滞納や電柱の課税漏れを防止するため、使用許可の有無、許可時点での使用料調定・納付書送付、履行確認などを一覧表等で管理されたい。

【取組み状況等】

道路敷及び河川等の使用料については令和4年4月1日付で条例改正を行い、納期限について統一しました。

許可証の送付と同時に納付書も併せて送付し、定期的に収入状況を確認のうえ、収入未済が発生しないように対応しています。

また、複数年度にまたがって占用許可を出す場合も許可内容を確認し、翌年度以降確実に納付書を送付するように取り組んでいます。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑪ 農林水産 課

【委員意見】

・農林水産施設（自販機）使用料については、滞納を防止するため、
占用許可の有無，許可時点での使用料調定・納付書送付，履行確認等
を一覧表等で管理するよう指摘したにもかかわらず，入金の実行確認
等をしておらず，滞納になっている。

【取組み状況等】

・農林水産施設（自販機）使用料については，現一覧表で管理
しており，使用許可の有無，許可時点での使用料調定・納付書送
付，履行確認等を行い，滞納未然防止に努めています。

なお，海岸敷使用料及び漁港施設用地使用料について，令和4
年12月末時点で一部に収入未済がありましたが，現在は収入済
となっています。

※ この表は，前年度に実施した随時監査，定期監査，財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において，委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と，それに対する取組み状況，成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には，各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査，定期監査等において重複する内容については，どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には，実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑫ 商工観光課 課

【委員意見】

宇土マリーナ等指定管理施設については、指定管理料の支払いがないため、管理運営が指定管理者任せになりやすい。毎月の月次報告等による利用状況、財政状態、選考時の事業計画・人員配置計画等の進捗状況等を必ず確認し、助言指導に努められたい。

【取組み状況等】

前回の指摘事項をもとに、月次報告の聞き取りや助言指導に努めています。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑬ 上下水道 課

【委員意見】

下水道使用料の滞納については、督促・催告・電話等を繰り返し
行い、支払いがない場合には、上水道の担当と連携し、給水停止予
告や給水停止を行い、回収に努められたい。

【取組み状況等】

未納者に対し、年度当初から催告書（払い忘れ）や給水停止
予告通知等の送付、連絡等無い場合は金額に関わらず、給水停止
執行を行っており、早期納付を促し滞納減少に努めている。

- ※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。
- ※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。

監査委員意見に対する取組み状況等について

⑭ 都市整備 課

【委員意見】

① 市営住宅・駐車場使用料の滞納については、滞納者のうち宇土市営住宅等家賃等滞納整理事務処理要綱第10条の基準を満たす者は、必ず法的措置候補者として、法的措置対象者選考委員会に諮り、決定された滞納者については、分割納付により債務の履行をしている等特別の事由がない限り、住宅明渡請求訴訟の提起をちゅうちょなく実行されたい。

② 既に退去している滞納者3人の損害金については、督促・催告・電話等を繰り返し行われたい。

③ 緑地公園（電柱）使用料については、滞納防止のため、占用許可の有無、許可時点での使用料調定・納付書送付、履行確認等を一覧表等で管理するよう指摘していたにもかかわらず、納付書送付は許可後6ヶ月と遅く、使用料管理ができていない。

【取組み状況等】

① 住宅使用料等の滞納については、事務処理要綱第10条の基準を満たす者について、令和4年12月に開催した法的措置対象者選考委員会に諮問しました。委員会からの答申を踏まえ、1名を法的措置候補者として決定し、現在、明渡訴訟の手続きを進めています。

今後も定期的な催告を行い、滞納額を増やさないような取り組みを進めていきます。併せて定期的に法的措置対象者選考委員会を開催し、対象者に対して訴訟を検討していきます。

② 既に退去している滞納者についても催告や戸別訪問を行っております。今後も支払いを促すとともに生活状況について確認して、滞納処分を検討していきます。

③ 都市公園使用料については、一覧表での管理を再度徹底しました。前年度2月、3月に許可を行い、令和4年4月1日付けで調定を行い、直ちに納付書発送も行いました。その後、6月20日までには全ての納入を確認しております。今後も納入漏れなど発生しないよう一覧表での管理を行っていきます。

※ この表は、前年度に実施した随時監査、定期監査、財政援助団体等（補助金交付団体・指定管理者）監査において、委員意見として記載された事務改善等の指摘事項と、それに対する取組み状況、成果等を記載するものです。

※ 【委員意見】欄には、各監査において指摘された事項について記入してください。随時監査、定期監査等において重複する内容については、どちらか一つで結構です。右欄【取組み状況等】には、実際の取組み状況等を記入してください。